

要求水準書【維持管理・運営編】に関する質問回答書(第2回)

NO.	ページ	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
1	6	第2章	第5節		(1)	し渣	ただし、し渣（夾雑物）に含まれる不燃物は……とありますが、し渣は可燃・不燃物と分別が必要なのかご教示下さい。	可能な限り、し渣は可燃物と不燃物に分別する必要があります。
2	14	第4章	第2節			計量	搬入・搬出車の計量について、日々さまざまな業者からさまざまな種類の物品が搬入されると思われそうですが、これら全てを必ずしも計量・記録すべきかどうか判断がわかれると思われそうです。たとえば、薬品搬入の場合、荷造り包装単位での個数確認や、薬液タンク液面目盛りによる確認でかえる場合などが合理的な場合もあると考えます。必要な搬入車・搬出車の計量と考える事は出来ませんか？	計量対象物の状態に応じて、計量方法については、事業者の提案に委ねます。
3	14	第4章	第3節			案内・指示	処理対象物の降ろし場所について、案内・指示を行うとありますが、掲示板や音声による方法で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
4	14	第4章	第5節			受付時間	再資源化物（炭化物）の販売の受付については、業務の効率化を図るため受託者が曜日・時間帯を設定することは可能でしょうか。	要求水準書に示す受付時間を下回る設定はできません。なお、炭化物の販売のための人員配置、受付方法等は事業者提案に委ねます。
5	17	第5章	第8節			社会情勢等を踏まえた見直し	この項の中段に、「なお、購入量・金額については、原則提案どおりとするが社会情勢等を踏まえ見直すことができる」とありますが、維持管理・運営委託契約書（案）においてこの項目があれば、該当する箇所をご教示願えませんでしょうか？	維持管理・運営委託契約書（案）に関する質問回答No. 14の回答を参照ください。
6	18	第5章	第8節			資源物の再資源化業務	「市有効利用計画と重複しないものとする」とありますが、用途が同一だと重複と見なされるのでしょうか。また、市の有効利用についてご教示下さい。	前段について、用途は同一でも重複とは見なしません。後段について、市内において市民及び公共施設等での利用です。

【要求水準書【維持管理・運営編】に関する質問回答書(第2回)】

NO.	ページ	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
7	18	第5章	第8節			有効利用計画	受託者有効利用は、貴市の有効利用計画である「希望者（市民等）への配布」以外であれば、薩摩川内市内での有効利用も可能との理解でよろしいですか？	ご理解のとおりです。但し、用途及び配布先が市の有効利用計画と重複しないことが必要です。
8	22	第7章	第2節			環境保全計画	放流水連続分析装置による分析結果……とありますが、要求される分析項目についてご教示下さい。	事業者の提案に委ねます。
9	25	第9章	第3節			警備・防犯	警備・防犯業務は警備業の許可を必要としない範囲の業務と理解してよろしいでしょうか。	自らが業の許可を持つ必要はありません。警備会社による警備（機械警備を含む）も可能とします。
10	25	第9章	第3節			警備・防犯	現地見学会の際に、山林管理の方が、本施設に隣接する里道を通るとのことでした。里道が本施設内につながっていますが、現在の警備・防犯はどのようにされているのかご教示願います。	現在は、夜間休日の施設の保守管理は管理会社へ委託しております。
11	25	第9章	第4節			見学者	過去の見学者数と見学に来られた方（小学生等）をご教示ください。	多い年で年間100名程度の見学者がいました。主な見学者は、他市町村等からの視察者（主に議員）で、その他市内の小学生、大学生、老人会及び自治会等からの見学があります。なお、新施設は小学生の環境学習の一環として、施設見学を積極的に受け入れることを計画しております。
12	26	第9章	第5節			住民対応	過去に実施した住民対応について、ご教示ください。	地元住民が組織する、対策委員会と定期的に協議しています。また、本事業の実施について、平成19年度に3回、平成20年度に3回、自治会単位で説明会を実施しております。